

報 第 1 3 号

専決処分報告について

(漁港管理条例の一部を改正する条例)

本市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年(2024年)3月7日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩



専第 13 号

漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

本市漁港管理条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年（2024 年）3 月 1 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

新潟県柏崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市漁港管理条例（昭和 52 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



新潟県柏崎市漁港管理条例（昭和52年5月19日条例第24号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)  <b>第1条</b> この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)  <b>第1条</b> この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p>